『有斐閣 判例六法 令和 8 年版』訂正情報

本書に以下の誤りがありました。お詫びして訂正いたします。
（2025/11/4 最終更新）

■420 頁 2 段目、民法◆【物権的請求権】［175 条の前］判例 1

※判例要約中に不要な文字が入っておりました。正しくは以下のとおりです（下線部分が訂正箇所となります）。

1 ① 所有権の円満な状態が侵害されるおそれがあるときは、所有者は、所有権の効力として、現に侵害の危険を生じさせつつある者に対し、その危険の防止を請求することができる。

② 土地の所有者は、その土地を占有するに当たっては、隣地所有者の権利を侵害し、又はその侵害の危険を生じさせないよう相当の注意をする必要があり、その土地の現状に基づき隣地所有者の権利を侵害し、又はその侵害の危険を生じさせた場合には、その所有者は、その侵害又は侵害の危険が不可抗力に基因するとき又は相手方がその侵害を認容すべき義務を負うときを除き、その侵害又は侵害の危険が自己の行為に基づくものであるか否か自己に故意又は過失があるかどうかを問わず、その侵害を除去し、又はその侵害の危険を防止すべき義務を負う。

③ 土地の所有者は、その権利を行使するに当たっても、隣地所有者の権利を侵害し、又はその侵害の危険を生じさせないよう相当の注意をする必要があり、その危険を生じさせたときはこれを予防する措置を講ずる義務を負う。

■1744 頁 3 段目、刑法 36 条判例中見出し「九」
1745 頁 1 段目、同条判例中見出し「一〇」

誤		正
「九　誤想防衛」	→	「九　過剰防衛」
「一〇　過剰防衛・誤想過剰防衛」	→	「一〇　誤想防衛・誤想過剰防衛」